

坂戸市障害者地域総合支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき障害者等への支援の体制の整備を図るため、並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、坂戸市障害者地域総合支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業所の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築、推進等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、関係機関等の代表者である委員（以下「委員」という。）の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(謝金)

第6条 市長は、別に定める基準により、委員に謝金を支給する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、協議会の協議に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

関係機関等

- (1) 障害福祉サービス事業者
- (2) 児童発達支援センター
- (3) 教育又は就労支援の関係機関
- (4) 坂戸市障害者等相談支援センター
- (5) 坂戸市障害者等基幹相談支援センター
- (6) 坂戸市障害者就労支援センター
- (7) 埼玉県坂戸保健所
- (8) 坂戸市立教育センター
- (9) その他協議会が必要と認める者